

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第12

令和8年（2026）7月31日発行



海上保安庁

本 州 南 ・ 東 岸 水 路 誌

追 補 第 12

この追補は、令和 2 年 3 月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和 8 年 4 月 24 日までに入手した資料を基に編集したものです。

ただし、港則にかかる一部改正については、令和 8 年 6 月 1 日現在の情報を採用しています。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和 8 年 7 月 31 日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

追補第12 索引

ページ	更新箇所（表題、港名等）	備 考
VI	挿図目次	追補第6当該ページは無効
4	気象情報	追補第8当該ページは無効
30	日本の船位通報制度	追補第5当該ページは無効
77	宮古港	追補第10当該ページは無効
110	仙台塩釜港	追補第10当該ページは無効
112	仙台塩釜港	追補第9当該ページは無効
176	第2海堡付近	追補第3当該ページは無効
190	京浜港 東京区	追補第1当該ページは無効
192	京浜港 東京区	追補第10当該ページは無効
194	京浜港 東京区	追補第11当該ページは無効
266	伊良湖水道	
268	伊良湖水道	
275	三河湾口付近	追補第11当該ページは無効
276	三河湾口付近	
279	三河港	追補第1当該ページは無効
283	衣浦港	追補第1当該ページは無効
284	衣浦港	追補第10当該ページは無効
292	名古屋港	
294	名古屋港	
308	名古屋港	追補第10当該ページは無効
311	四日市港	追補第1当該ページは無効
312	四日市港	追補第11当該ページは無効
313	四日市港	
315	四日市港	追補第1当該ページは無効
337	尾鷲港	追補第8当該ページは無効
338	尾鷲港	追補第11当該ページは無効
347	勝浦港	

第 33 図	千葉港における情報聴取義務海域図.....	183
第 34 図	京浜港東京区進路表示信号図.....	190
第 35 図	京浜港東京区における情報聴取義務海域図.....	193
第 36 図	錨泊制限海域図	197
第 37 図	京浜港横浜区進路表示信号図.....	203
第 38 図	京浜港川崎区進路表示信号図.....	204
第 39 図	京浜運河参考図	204
第 40 図	京浜港（横浜区・川崎区）における情報聴取義務海域図.....	208
第 41 図	京浜港（横浜区・川崎区）における錨地図.....	212
第 42 図	京浜港（横浜区・川崎区）走錨対策強化海域.....	218
第 43 図	横須賀港米軍施設水域図.....	223
第 44 図	石廊埼付近針路法図	236
第 45 図	伊勢湾潮流図（北西流）	261
第 46 図	伊勢湾潮流図（南東流）	262
第 47 図	伊勢湾行先信号図	264
第 48 図	伊良湖水道航路出入口付近における経路図.....	266
第 49 図	伊勢湾海上交通センターからの情報聴取義務海域図.....	267
第 50 図	伊勢湾位置通報ライン図.....	271
第 51 図	中山水道・師崎水道針路法図.....	275
第 52 図	衣浦港自主規制錨地図	283
第 52-1 図	衣浦港及び知多湾自主規制錨地及び錨泊自粛海域図.....	284
第 53 図	伊勢湾における航法図	287
第 54 図	名古屋港進路表示信号図.....	294
第 55 図	名古屋港海上交通センターからの情報聴取義務海域図.....	302
第 56 図	名古屋港海上交通センターの情報提供可能海域及び位置通報ライン図.....	305
第 57 図	伊勢湾北部海域錨泊自粛海域図.....	306
第 58 図	四日市港進路表示信号図.....	313
第 59 図	桃取水道・加布良古水道・菅島水道針路法図.....	324
第 60 図	布施田水道針路法図	328
第 61 図	ツクシ及び波カブリ避険線図.....	333
第 62 図	甲浦港入港針路法図	362
第 63 図	ツボイシ碇その他の避険線図.....	371
第 64 図	須崎港入港針路法図	373
第 65 図	清水港入港針路法図	379

気 象 情 報

全般海上警報 気象庁は北西太平洋の 100°E～180°E、赤道～60°N の海域を対象として、全般海上実況・予報・警報を発表している。これらの情報はセイフティネットや漁業気象通報(NHK AM)によって放送されている。また、気象無線模写通報(JMH)で放送しているものもある。

5 セーフティネットとは、国際海事機関（IMO）が管理する海上安全情報の国際的な放送システムであり、世界の海を 21 に分けたセイフティネット区域のうち、気象庁は北西太平洋区域の警報と概況及び台風予報を 1 日 4 回（0530、1130、1730 及び 2330（日本時間））、インマルサット C システムの高機能グループ呼出セイフティネット(EGC Safety NET)により、インマルサット太平洋衛星経由で放送している。これらの定時放送のほか、風速 48kn 以上の台風が存在するか、あるいは 24 時間以内に予想される場合には、定時
10 放送の 3 時間後に臨時警報を放送する。

地方海上警報 この水路誌の記載区域及び周辺の海域に関係する担当気象台が発表する警報は、海上保安庁の海岸局から無線電話、NAVTEX 及び漁業無線気象通報により随時及び定時に送信される。（第 1 編 総記、第 8 章 海難防止、海上保安庁の通信業務の項参照）。

天気図等 気象庁が作成した天気図類は、気象庁気象無線模写通報（JMH）により放送されている。

識 別 符 号	電 波 の 型 式	周波数 (kHz)
JMH	F3C	3622.5
JMH2		7795
JMH4		13988.5

15

その他、各種気象情報が NHK ~~AM、共同通信社船舶向ファクシミリ放送 (JJC)~~ などによっても提供されている。

船舶気象通報 沿岸海域を航行する船舶や操業漁船、また、海洋レジャー（プレジャーボート、海釣り等）の安全を図るため、全国各地の主要な岬の灯台等航路標識 132 か所において、局地的な風向、風速、
20 気圧及び波高の気象・海象の観測を行い、その現状をテレフォンサービス、ウェブページで提供している。

船舶気象通報を行う航路標識の名称、気象観測項目、電話番号及び URL は書誌第 411 号「灯台表第 1 巻」に記載してある。

霧通報 海上保安部署や行動中の巡視船で霧を観測した場合には、通航船舶及び操業中の漁船に対し、霧通報として情報を提供している。

通 信 所 等	呼 出 名 称	周波数	実 施 基 準	海 域	通 報 時 刻 等
第二管区海上保安本部	しおがまほあん	156.8MHz(ch16) / 156.6 MHz (ch12)	視程が 1,000m 未満になったとき	三陸沖	定 時 日本語及び英語
第三管区海上保安本部	よこはまほあん		視程が 2,000m 以下になったとき	浦 賀 水 道	随 時 日本語及び英語
第四管区海上保安本部	なごやほあん		視程が 2M 以下になったとき	伊良湖水道	随 時 日本語及び英語

25

3 通報の方法及び通報先

海上保安庁海岸局への VHF 無線電話（国際 VHF）又は海上保安庁警備救難部管理課運用司令センターへの電子メールによる通報のほか、最寄りの海上保安部署への書面の提出又は電報、電話による通報も受け付けている。

5 海上保安庁警備救難部管理課運用司令センター

電子メールアドレス jasrep@jcgcomm.jp

テレックス番号 72 222 5193 JMSAHQ-J

4 その他 通報様式等詳細は、下記のウェブページに掲載されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kainan/jasrep.html>

10

AIS による船舶の自動識別

AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別システム）とは、船舶の識別符号、船種、船名、長さ及び幅などの静的情報、位置、針路、速力、船首方位などの動的情報、仕向け港、到着予定時刻などの航行関連情報を自動的に VHF 帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で、情報の交換を行うシステムである。

15 港則法施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的に関する情報として送信する記号を掲載した。（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）（第 10 章 法規 38 ページ参照）

なお、仕向港での進路を示す記号は第 3 編沿岸・港湾記各適用港に掲載した。

20 詳細は下記 URL を参照されたい。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/syokukai/soshiki/toudai/navigation-safety/news-houan4.htm>

仕向港を示す記号（本誌記載区域内の港湾を抜粋）

適用港の港コード一覧表（港名順）

25 * 入力時：コード入力前に「>JP」を入力する。

青森県							
港 名	コード	港 名	コード				
むつ小川原	MUT	八戸	HHE				
岩手県							
港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード
久慈	KJI	八木	YGI	宮古	MYK	山田	YAD
大槌	OTJ	釜石	KIS	大船渡	OFT	広田	HTA
宮城県							
港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード
気仙沼	KSN	志津川	SZG	女川	ONG	鮎川	AYU
荻浜	OGH	渡波	WAT	石巻	ISM	仙台塩釜	SGM
福島県							
港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード
相馬	SMA	四倉	YOT	江名	ENA	中之作	NKX
小名浜	ONA						
茨城県							
港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード	港 名	コード
平潟	HRK	大津	OSJ	会瀬	OUS	日立	HTC
常陸那珂	HIC	那珂湊	NMT	大洗	OAR	鹿島	KSM

目標

地 物 名	概 位	備 考
無線塔群	39° 38.8' N 141° 58.0' E	2無線塔（高さ66m・67m）、観測塔（高さ59m、白塗）及び煙突（高さ59m）がある。
無線柱	39° 38.1' N 141° 57.5' E	高さ127m、赤白塗
著 屋	39° 37.7' N 141° 57.8' E	市民文化会館、白色三角形

海底波高計 竜神埼防波堤の東方約 0.2Mに海底波高計が設置されている。

水先 水先法という水先区ではないが水先類似行為者がいる。

5 **入港上の注意** 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内には陰悪物が存在しているので注意を要する。

2 閉伊川河口で水門の建設工事が行われている。

針路法 北方からは、陸中弁天埼灯台（39° 56.8' N 141° 57.6' E）の東北東方約 7Mの所から針路 190° で閉伊埼灯台（39° 39.3' N 142° 01.5' E）に向首する。姉ヶ崎東方 2Mで針路を 216° とし、宮古港 藤原防波堤灯台（39° 37.7' N 141° 58.6' E）に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向かう。

10 南方からは、針路 320° で陸中真埼灯台に向け進み、閉伊埼灯台の北東方で針路を 250° とし、日出島南端に向首する。同灯台の北方 1.5Mで針路を 216° とし、宮古港藤原防波堤灯台に向首する。館ヶ崎航過後は、適宜港内に向う。その際、下記事項に注意を要する。

錨地 大型船は、通常藤原防波堤の東方にある検疫錨地付近に錨泊する。検疫錨地付近以外の宮古湾口 15 側に錨泊する場合は、深水域かつ定置網ほか養殖施設が設置されており、注意を要する。

港湾施設

名 称		概 位		長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
日立浜岸壁		39° 38.6′ N	141° 58.4′ E	240	3.5～6	300 t × 4	
鉾ヶ崎岸壁		39° 38.6′ N	141° 58.1′ E	505	3～5	500 t × 7	
出崎 ふ頭	－9m岸壁	39° 38.4′ N	141° 58.3′ E	175	7～8	10,000×1	
	－7.3m岸壁	39° 38.5′ N	141° 58.2′ E	218	6.5	3,000×2	
藤原 第1 ふ頭	－12m岸壁	39° 38.0′ N	141° 58.2′ E	240	10	30,000×1	
	－7.5m岸壁	39° 38.1′ N	141° 58.0′ E	260	7	5,000×2	
藤 原 ふ 頭		39° 38.1′ N	141° 57.9′ E	180	4～6.5	700×3	
藤原 第2 ふ頭	－10m岸壁	39° 37.7′ N	141° 58.2′ E	740	9～10	12,000×4	
	－7.5m岸壁	39° 37.9′ N	141° 58.2′ E	260	6.5～7.5	5,000×2	

入港上の注意 宮古湾の両岸には、多数の定置網（各周年）があるが、特に閉伊埼灯台の西方約 0.6Mから南西方約 1.2M間の距岸約 800m以内にある定置網及び養殖施設には、注意を要する。

20 出崎ふ頭南側の閉伊川河口一帯は、水深 1～3mで、強風が吹くと破浪することがある。また、増水時には、流れが強いので注意しなければならない。

最大入港船舶 2023 年 8 月 4 日、客船 MSC ベリッシマ（171,598 t、喫水 8.7m）が、藤原第 2 ふ頭－10m岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宮古港船舶津波・台風等異常気象対策 25 協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等

塩釜区第 1、2 区（通称内港）は、よく風波を防ぎ安全である。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.4m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.92m である。

潮流 代ヶ崎水道（航路）における上げ（下げ）潮流は西北西（東南東）方へ流れ、1.8(2.6)kn である。

目標

地物名	概 位	備 考
富 山	38° 23.8' N 141° 06.5' E	高さ 124m
波 島	38° 19.0' N 141° 11.1' E	高さ 26m、平坦な島で、南西端に灯台がある。
立 標	38° 19.0' N 141° 09.7' E	港界標柱、白塗、唐戸島南東端
船 入 島	38° 19.2' N 141° 07.2' E	航路東口北側
カラカイ島	38° 19.0' N 141° 07.3' E	航路東口北側、高さ 18m
水 島	38° 19.3' N 141° 06.1' E	高さ 22m
地 蔵 島	38° 19.4' N 141° 04.3' E	灯台がある。馬放島間に満潮時水没する北防砂堤がある。
代ヶ崎	38° 19.3' N 141° 03.9' E	埼頂に多間山がある。
花 淵 埼	38° 18.0' N 141° 05.4' E	埼上は松が茂り、黒色で、遠望顕著。埼端に白塗標柱（高さ 25m）、埼の南西方約 850m の保ヶ埼に花淵灯台がある。
煙 突	38° 20.2' N 141° 02.7' E	高さ 67m、灰塗
煙 突	38° 16.5' N 141° 02.3' E	高さ 183m、灰色、東北電力新仙台火力発電所、タンク群も顕著
仙台港サイロ	38° 16.3' N 141° 01.2' E	灰色、顕著

5

通信

港長 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常 時	宮城海上保安部	

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
せんだいポートラジオ	ch16/11,12,14	常 時	022-357-0701	施設名称：仙台港区 VTIS センター

10

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

航路 塩釜区、船入島の南方 0.6M 付近から、代ヶ崎水道を経て貞山ふ頭の北方に至る幅 130m の航路がある。

なお、水島島頂とニツ島島頂（38° 18.4' N 141° 06.1' E、高さ 20m）を結んだ線以西の水路においては、航行管制を行っているので注意を要する。

15

入港上の注意 塩釜区を利用する船舶は、大根灯浮標（38° 15' 56.2" N 141° 09' 51.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に A（・ー））、沖ノ高根灯浮標（38° 17' 26.8" N 141° 09' 18.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に B（ー・・・））の東側を十分距離を保ちながら航行することが必要であり、同灯浮標の西側を航行するのは複数の浅瀬までの距離が近い大変危険である。

20

1 公共岸壁（水深 4.5m 以上）は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

2 港内には陰悪物が散在しているので注意を要する。

仙台区の南側海域には養殖施設が設置される区画漁業区域が設定されており仙台南防波堤東端及び仙台北防波堤南西端の間から入出港するのは大変危険である。同海域から入港しようとした船舶による養殖施設への乗揚げ事故が複数発生している。

25

3 仙台区を利用しようとする船舶（汽艇等を除く）は、入港 3 時間前に、仙台港区 VTIS センターに対し入港前の通報を行うこと。

針路法 塩釜区へは、波島南方約 2M の港外から針路 302° に変針して、航路に入る。

なお、航路の両側には、陰礁があるので注意を要する。

30

信号 馬放島にある塩釜信号所（38° 19.4' N 141° 04.2' E）で水路の管制信号を行っている。

危険物積載船錨地は、塩釜区第 3 区、同第 4 区及び仙台区に指定されている。

港湾施設

名 称			概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
塩 釜 区	貞 山 ふ 頭	1 号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.6' E	160	7~7.5	15,000×1	北東端に棧橋、前面に陰悪地がある。
		2 号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.7' E	213	5.5~8	10,000×1	
		3・4 号棧橋	38° 18.9' N 141° 02.6' E	各 130	6~8.5	7,500×2	
	東ふ頭 1~3 号岸壁		38° 19.1' N 141° 02.5' E	320	6~7	4,500×3	前面に陰悪地
	中 ふ 頭	4~6 号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.4' E	258	3.5~9	7,500×1 1,500×2	
		7・8 号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.2' E	157	3~5.5	700×2	
		前面棧橋	38° 19.2' N 141° 02.3' E	168	3~5.5	3,000×2	
	西ふ頭棧橋		38° 19.2' N 141° 02.0' E	320	3~4.5	1,500×2 2,000×2	
	東宮ふ頭棧橋		38° 18.7' N 141° 02.9' E	180	4.5	3,000×2	
	高松ふ頭岸壁		38° 16.5' N 141° 01.5' E	240	12	30,000×1	
仙 台 区	高松ふ頭 2 号岸壁		38° 16.3' N 141° 01.4' E	280	13.5	55,000×1	
	高砂ふ頭 1 号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.2' E	270	11.5~12.5	30,000×1	コンテナクレーン
	高砂ふ頭 2 号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.4' E	330	13.5	50,000×1	コンテナクレーン
	向洋ふ頭 1 号岸壁		38° 16.0' N 141° 01.9' E	240	10~12	30,000×1	
	中野 ふ 頭	1 号 岸 壁	38° 16.3' N 141° 01.2' E	240	11~11.5	40,000×1	クレーン
		2~6 号岸壁	38° 16.3' N 141° 00.9' E	925	7.5~10	15,000×5	
	雷神ふ頭 1・2 号岸壁		38° 16.4' N 141° 00.1' E	440	8.5~9	10,000×2	

上表のほか、塩釜、仙台区内に会社専用の係船施設がある。

- 5 **架空線** 桂島北東岸～野々島西岸間 (38° 20.0' N 141° 06.3' E、高さ 24m)、野々島東岸～寒風沢島西岸間 (38° 20.3' N 141° 07.0' E、高さ 25m) 及び寒風沢島東岸～宮戸島間 (38° 20.3' N 141° 07.9' E、高さ 15m) に各送電線がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難を防止するため仙台塩釜港津波・台風等対策協議会が設置されており、台風・津波等襲来時における避難場所の調査及び早期避難の勧告等を行っている（問合せ先：宮城海上保安部）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
第二管区海上保安本部	022-363-0111	仙台検疫所（本所）	022-367-8100
宮城海上保安部（港長）	022-367-3917	横浜植物防疫所塩釜支所	022-362-6916
横浜税関仙台塩釜税関支署	022-259-4306	仙台出入国在留管理局（本局）	0570-022259
東北運輸局（本局）	022-299-8851	宮城県仙台塩釜港湾事務所	022-254-3132～3

引船・通船 引船がある。通船は停泊船と陸上とを連絡する不定期船便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給水船、給油船がある。

修理

造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
東北ドック鉄工(株)	022-364-2111	

このほか 500 t 級以下の船舶を修理できる造船所が数社ある。

第 2 海堡付近（海図 W1081）

概要 第 2 海堡（35° 18.7′ N 139° 44.5′ E）には灯台がある。第 1 海堡～第 2 海堡間は浅水で、小型船以外は通航できない。この浅水地は第 2 海堡灯台の赤光分弧で示される。第 2 海堡付近は船舶の往来が非常に多く、最も注意すべき海域である。

- 5 **中ノ瀬** 中ノ瀬は、第 2 海堡の北方約 2M の所から北方へ約 4M 東西約 1.5M にわたる広い浅瀬で、20m 等深線内に水深 15m 以下の浅所が散在し、最浅部は北端部にあつて水深 12.1m、南西部には水深 13.1m の所がある。

瀬の西側には東京湾中ノ瀬 A、B、C 及び D の各灯標が **あり、D 灯標（レーダービーコン付き）は特大灯標**である。

10 第 3 節 東京湾北部（海図 W90）

概要 この区域には、京浜港、千葉港、木更津港などがある。

深水部は西浜寄りに北方へ延び、横浜豊浦沖で水深 40m 前後である。この深水部の東側から湾奥一帯は、水深 10～30m で、沿岸には広い干出地、浅水地がある。

- 15 この区域の海岸一帯は工業地帯として、埋立て、港湾施設の造成などが行われている。

京浜港、千葉港、木更津港に出入する超大型船は、中ノ瀬及び中ノ瀬航路東方の広い浅水地に注意を要する。

航行上の注意 この区域では、夜標は陸上の灯火などに紛れて、識別が困難であるので注意を要する。葛南区、木更津及び富津沿岸の浅海域には、8 月中旬～翌年 5 月中旬までの間にノリヒビが設置されている。

- 20 **台風時の避泊錨地** 東京湾の各港長は、各港に台風が接近する際には在港船舶に避難勧告等を出しており、大型船は防波堤外の安全な場所への避泊を原則としている。

木更津沖は、風向が南南西から西に回ると、走錨して乗揚げの危険があるので注意を要する。

東京湾海上交通センター（とうきょうマーチス）では、湾内の各港長から避難勧告が発令された際、下記の方法で錨泊船情報を提供している。

- 25 1 一般情報 毎時 00 分及び 30 分から 15 分間 1,665kHz（日本語）
毎時 15 分から 15 分間 2,019kHz（英語）
2 個別情報 船舶からの要請による。
(1) VHF 無線電話 ch16（呼出し・応答） ch12・13・14・66・69（通話）
(2) TEL 045-225-9140～9141
30 3 ウェブページ

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

- 走錨対策強化海域（第 32 図、170 ページ参照）** 東京湾アクアライン周辺海域の走錨対策強化海域において、荒天による強風が予想される場合、同海域へ錨泊する船舶に対し、第三管区海上保安本部長から、
35 VHF16ch の継続聴守、船橋当直の増員配置、機関及びスラスターの起動、AIS の動作維持等走錨対策強化の勧告がなされる。

この走錨対策強化海域は、東京湾アクアライン風の塔灯（35° 29′ 28″ N 139° 50′ 06″ E）及び東京湾アクアライン海ほたる灯（35° 27′ 52″ N 139° 52′ 28″ E）をそれぞれ中心とした半径 2 海里円内の海上

進路表示信号（平成 7 年海上保安庁告示第 35 号）及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）（第 34 図、190 ページ参照）	信 号	目的地に関する記号	信 文
	2 代・L	L	15 号地西側又は北側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・M	M	10 号地その 1、11 号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1、M2 ドルフィンバース又は 12 号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
	2 代・V	V	10 号地その 2 又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
	2 代・H	H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2 代・T	T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。
	2 代・A	A	有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。
	2 代・S	S	品川ふ頭に向かって航行する。
	2 代・R	R	東京国際クルーズふ頭棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
	2 代・O	O	JEERA 大井火力発電所棧橋 、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その 2 北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2 代・C	C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。
	2 代・C・W	C W	中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。

船舶の交通の制限等（港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2） 港長は、東京東航路及び東京西航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

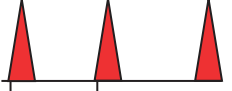
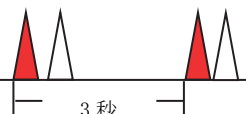
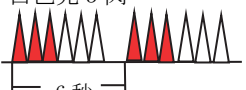
港長が提供する情報の聴取（港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3） 港長は、特定船舶（第 35 図、第 28 図（193、161 ページ）参照）に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数 500 t を超える船舶をいう。）に対し、VHF 無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第 35 図及び第 28 図に示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第 42 条、同法施行規則第 20 条の 5） 港長は、特定船舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF 無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

1 東京東航路

信号所名	15 号地南信号所 15 号 ・15 号 地北 信号所・中央防信号所・10 号地信号所	
信号の種類	信号の方法	信号の意味
	電光文字式(昼夜間)	
入 航 信 号	 I の点滅	入航船は入航可 長さ 50m 以上の出航船（総トン数 500 t 未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待機 長さ 50m 未満又は総トン数 500 t 未満の出航船は出航可
出 航 信 号	 O の点滅	出航船は出航可 長さ 50m 以上の入航船（総トン数 500 t 未満の船舶を除く。）は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ 50m 未満又は総トン数 500 t 未満の入航船は入航可
自 由 信 号	 F の点滅	長さ 150m（油送船は総トン数 1,000 t）以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ 150m（油送船は総トン数 1,000 t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ 150m（油送船は総トン数 1,000 t）未満の入出航船は入出航可
禁 止 信 号	 X の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止
切替予告信号	 X と I (又は O、F) の交互点滅	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある長さ 50m 以上の入出航船（総トン数 500 t 未満の船舶を除く。）は、航路外で航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 航路外にある長さ 50m 未満又は総トン数 500 t 未満の入出航船は入出航可 信号が間もなく I (又は O、F) の点滅に変わる
	 X の点滅	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある入出航船は、航路外で航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 信号が間もなく X の点灯に変わる

2 東京西航路

信号所名	青海信号所 青海第 2 信号所 晴海信号所	大井信号所 羽田船舶信号所	信号の意味
信号の種類	電光文字式(昼夜間)	信号の方法 閃光式(昼夜間)	
入 航 信 号	 I の点滅	毎 2 秒に白色光 1 閃 	入航船は入航可 長さ 100m 以上の出航船は、運航を停止して待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ 100m 未満の出航船は出航可
出 航 信 号	 O の点滅	毎 2 秒に赤色光 1 閃 	出航船は出航可 長さ 100m 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ 100m 未満の入航船は入航可
自 由 信 号	 F の点滅	毎 3 秒に順次に赤色光 1 閃及び白色光 1 閃 	長さ 300m（油送船は総トン数 5,000 t）以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ 300m（油送船は総トン数 5,000 t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ 300m（油送船は総トン数 5,000 t）未満の入出航船は、入出航可
禁 止 信 号	 X の点灯	毎 6 秒に順次に赤色光 3 閃及び白色光 3 閃 	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

② b 地点から 198° 3,310m の地点まで引いた線 (d 線) を横切って航行すること。

(3) 伊良湖水道航路の南東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って北の方向に航行しようとする船舶は、次の①及び②に定めるところによること。

① b 線の東側の海域を航行すること。

5

② b 地点から 044° 1,500m の地点まで引いた線 (e 線) を横切って航行すること。

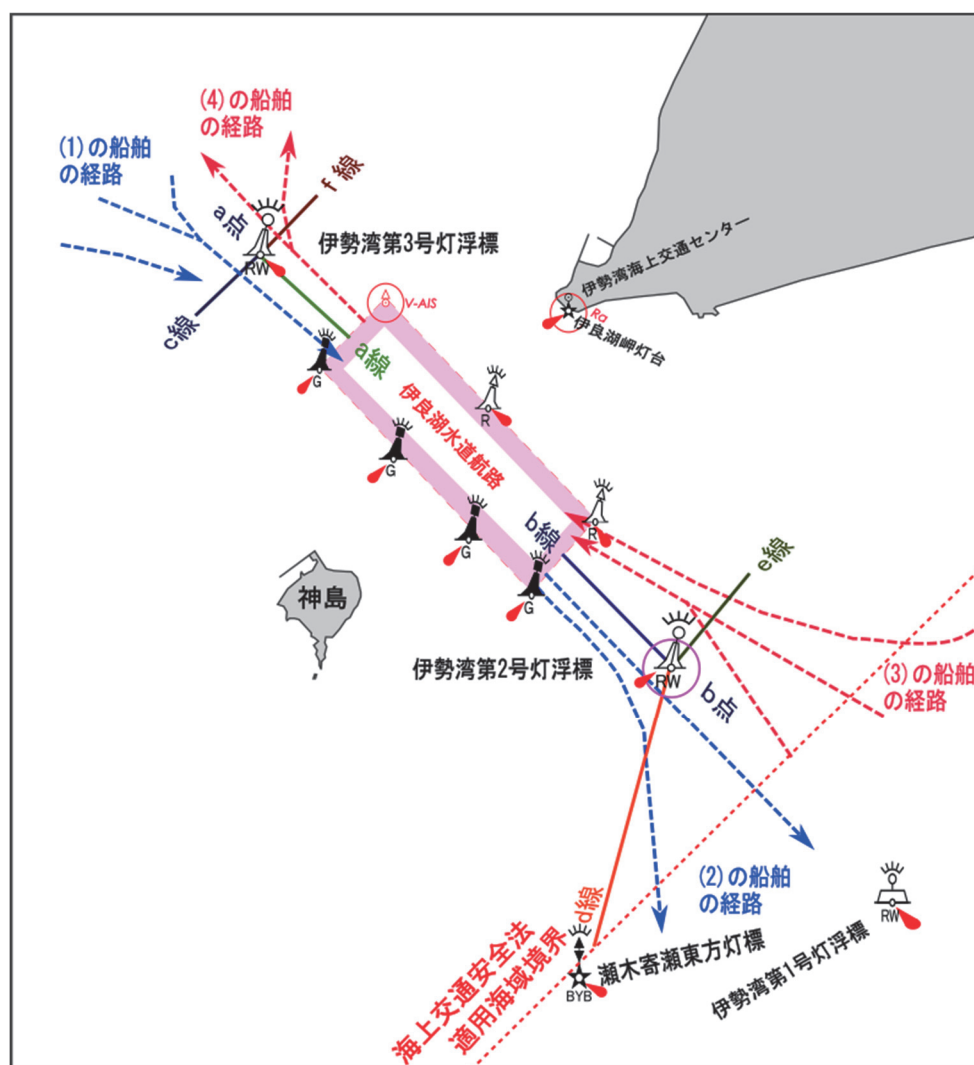
(4) 伊良湖水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路の北西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次の①及び②に定めるところによること。

① a 線の東側の海域を航行すること。

② a 地点から 044° 1,200m の地点まで引いた線 (f 線) を横切って航行すること。

10

第 48 図 伊良湖水道航路出入口付近における経路図【図の差し替え】



5 海上保安庁長官が提供する情報の聴取 (海上交通安全法第 30 条、同法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3)

伊勢湾海上交通センターは、特定船舶 (第 49 図 (267 ページ参照) に示す海域を航行する長さ 50m 以上の船舶をいう。) に対し、VHF 無線電話により、次の情報を提供する。特定船舶は、第 49 図に示す海域を航行している間、伊勢湾海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

15

(3) 勧告（海上交通安全法第 31 条の規定に基づく勧告）：勧告（ADVICE）

(4) 指示（海上交通安全法第 10 条の 2 及び第 23 条の規定に基づく指示）：指示（INSTRUCTION）

（注）伊勢湾海上交通センターによる情報の提供等は、操船上の指示をするものではない。

伊勢湾海上交通センターでは、「伊勢湾海上交通センター利用の手引き」をインターネット上に公開している。

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/>

管制信号 伊勢湾海上交通センター（伊良湖岬船舶通航信号所）が行う管制信号は、次のとおりである。

信号の方法	信号の意味
N の点滅	伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ 130m 以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならない。
S の点滅	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ 130m 以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならない。
N と S の交互点滅	伊良湖水道航路を航行しようとする長さ 130m 以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならない。

情報信号 伊勢湾海上交通センター（古山船舶通航信号所）では、次のとおり情報信号板により情報提供を行っている。

信号の方法	信号の意味
「⇒」 毎 4 秒に 1 閃光の点滅	巨大船が 1 時間以内に航路を南航する。
「⇒」 毎 2 秒に 1 閃光の点滅	巨大船が 15 分以内に航路を南航する。
「⇐」 毎 4 秒に 1 閃光の点滅	巨大船が 1 時間以内に航路を北航する。
「⇐」 毎 2 秒に 1 閃光の点滅	巨大船が 15 分以内に航路を北航する。
「⇒⇒⇐」 毎 8 秒に順次点滅	巨大船が 15 分以内に航路を南航（出湾）し、当該巨大船が航路出航後、15 分以内に他の巨大船が北航（入湾）する。
「⇐⇐⇒」 毎 8 秒に順次点滅	巨大船が 15 分以内に航路を北航（入湾）し、当該巨大船が航路出航後、15 分以内に他の巨大船が南航（出湾）する。

針路法等（第 48 図、266 ページ参照）

伊良湖水道を通航する船舶は、海上交通安全法の規定及び次に定められた伊良湖水道航路の航法を遵守して、航行しなければならない。

伊良湖水道を通航して伊勢湾に入るには、神島南方及び水道両側の諸礁に注意し、できる限り伊良湖水道航路の中央から右側を航行して進入する。

伊良湖水道航路及び付近海域の航法

第四管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

1 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

(1) 外国船舶

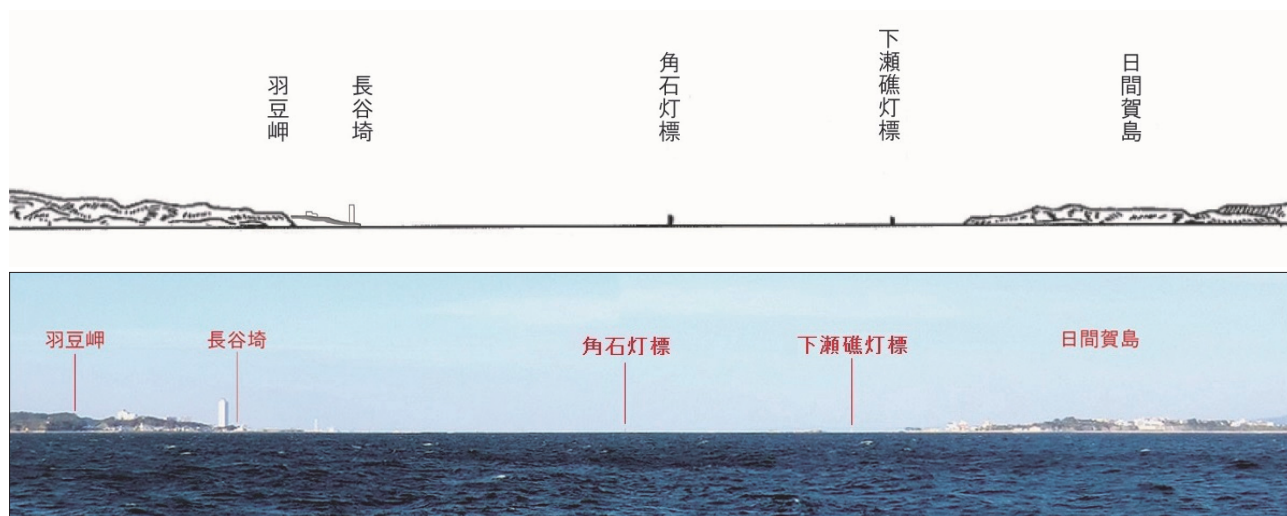
(2) 全長 130m 以上の危険物積載船である日本船舶

2 進路警戒船等の配備

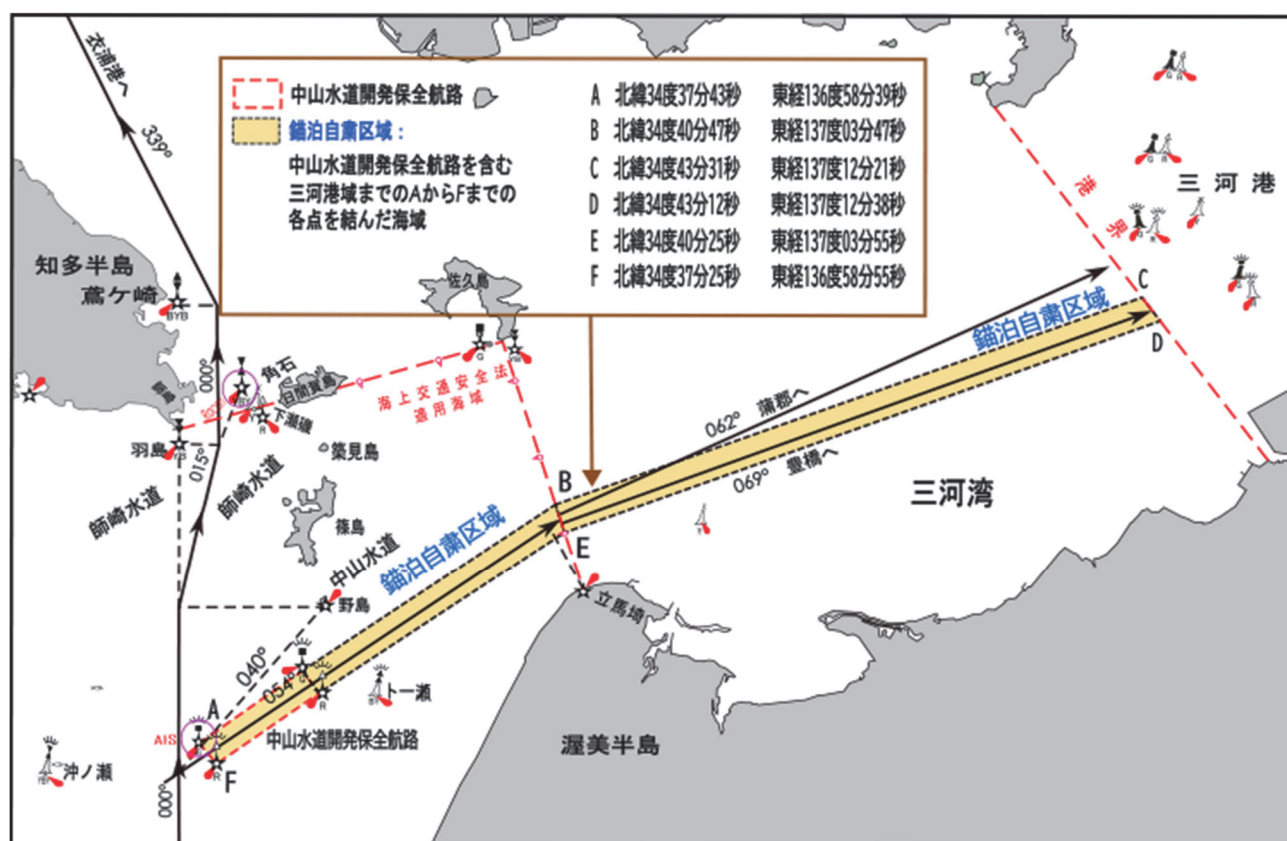
航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

3 通航時間の制限（海上交通安全法第 23 条に基づく指示）

(2) 南方から師崎水道を望む



第 51 図 中山水道・師崎水道針路法図【図の差し替え】



針路法（第 51 図、275 ページ参照）

中山水道

1 伊良湖水道北口の伊勢湾第 3 号灯浮標（34° 35.3′ N 136° 58.3′ E）から針路 000° に変針し、羽島灯標（34° 41.6′ N 136° 58.4′ E）に向首する。

2 尾張野島灯台（34° 39.5′ N 137° 00.5′ E）を 040° に見て、中山水道開発保全航路所定の針路 054° に変針する。

3 立馬埼灯台（34° 39.6′ N 137° 04.2′ E）正横で、三河港蒲郡地区へは針路 062°、三河港豊橋地区へは針路 069° にそれぞれ変針し港外に至る。

4 中山水道開発保全航路及び同航路東側出入口から三河港港界までの間に、幅員 700m の海域には、錨泊自粛区域が設定されている。

師崎水道

1 伊良湖水道北口の伊勢湾第 3 号灯浮標から針路 000° に変針し、羽島灯標に向首する。

2 尾張野島灯台正横で針路 015° に変針し、角石灯標（34° 42.3′ N 136° 59.3′ E）に向首する。

3 羽島灯標正横で針路 000° に変針し、角石灯標を約 400m 離して通過する。

4 大井港口灯標（34° 43.4′ N 136° 58.3′ E）正横で針路 339° に変針し、衣浦港西防波堤灯台（34° 49.3′ N 136° 56.3′ ）に向首し、衣浦港外に至る。

渥美湾（海図 W1052）

概要 南岸は砂と小石の浜で、東、西両端付近は低く、中央部海岸近くには衣笠山（高さ 278m）など高さ 200m 前後の山が連なっている。東部に三河港（蒲郡・豊橋・田原）がある。

北岸はその中央に半島（南西端は橋田鼻）が突出し、その北側に倉舞港、北西側に東幡豆港（港則法適用港）（JP HGH）がある。

湾内は水深 20m 以下、底質砂泥で、錨地に適する。

10m 等深線は、南岸西半部では一般に岸に近く、距岸 0.8M 以内にあり、島、陰礁はない。また、橋田鼻以西の北岸では距岸 1.5～2M にあり、その内方には島や陰礁が散在する。

橋田鼻～姫島間は水深 10m 前後で、それから湾奥一帯は遠浅で、おおむね 5m 等深線が距岸 0.5 ～1.5M にある。

目標

地 物 名	概 位	備 考
衣 笠 山	34° 40.3′ N 137° 14.4′ E	高さ 278m、南方からは鋭頂に見え、顕著
姫 島	34° 42.8′ N 137° 15.0′ E	高さ 62m の鋭頂島、渥美湾内で最も顕著
前 島	34° 46.7′ N 137° 08.7′ E	高さ 30m、雑木が茂り、南方から望めば横にしたひさごの形をしている。
沖 島	34° 46.3′ N 137° 08.8′ E	高さ 32m の岩小島で、雑木が茂っている。
梶 島	34° 46.1′ N 137° 06.1′ E	平らなドーム状の島で、雑木が茂っているが、南側は岩肌が露出している。
三 谷 ケ 鼻	34° 48.3′ N 137° 15.5′ E	北方の五井山（高さ 454m）から続く山脈の南端。鼻頂に著像（高さ 114m）がある。その南西方の海岸近くに著屋（ホテル群）がある。
大 島	34° 47.3′ N 137° 14.0′ E	高さ 44m、松の木が茂り顕著
小 島	34° 47.0′ N 137° 14.2′ E	高さ 6m、松の木が茂り顕著

架空線 明海ふ頭第6号岸壁の北側から西方の対岸に至る架空線(34° 42.8' N 137° 18.3' E、高さ54m)がある。

蒲郡地区 (34° 49' N 137° 13' E) (海図W1057^A)

概要 港域内の北部にある。浜町地先には貯木場があり、木材船の出入りが多い。

5 この地区は三河湾国定公園内にあって、景色に恵まれ、マリーナ等も多く、プレジャーボート等が多数航行している。

この地区の東部に三谷《ミヤ》漁港、西部に形原漁港がある。

気象 年間を通じて西～北西の風が多い。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
みかわわんポートラジオ又は みかわわんポートラジオだい2	ch16/11,12	常時	0532-34-7850	東洋信号通信社受託局

10

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照)

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海面に入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。(三河港長公示平成9年第9-1号)

15

台風・津波対策 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため三河港台風・地震津波対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風・地震津波等災害情報の伝達及び警戒体制・避難の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：三河海上保安署)

目標

地物名	概位	備考
田原地区	2 煙 突 34° 42.3' N 137° 16.0' E	西側至近にサイロがある。
	笠 山 34° 42.4' N 137° 16.7' E	円すい形の山、高さ79m
	蔵 王 山 34° 41.1' N 137° 15.7' E	港南奥にある高さ250mの山
豊橋地区	風力タービン 34° 43.6' N 137° 17.5' E	8基、高さ110～112m
	クレーン 34° 43.4' N 137° 18.6' E	門型クレーン3基、赤白塗
	煙 突 34° 43.4' N 137° 19.0' E	高さ83m、赤白塗、発電所構内
蒲郡地区	竹 島 34° 48.6' N 137° 13.9' E	樹木の茂った島、島頂付近に神社がある。
	御 前 埼 34° 46.0' N 137° 10.6' E	樹木の茂った埼、埼頂付近に神社がある。

20

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
田原地区	田原ふ頭1号岸壁 34° 41.9' N 137° 15.7' E	120	4.5	700×2	南奥は浅い
	田原ふ頭2号岸壁 34° 42.0' N 137° 15.8' E	400	5.5～7.5	2,000×4	耐震岸壁
豊橋地区	神野東ふ頭	1号岸壁 34° 43.8' N 137° 20.6' E	360	1～4.5	700×6 東隣は物揚場
		2号岸壁 34° 43.7' N 137° 20.4' E	270	2.5～4.5	2,000×3
		3号岸壁 34° 43.8' N 137° 20.0' E	910	5～7.5	5,000×7
		4号岸壁 34° 43.9' N 137° 19.5' E	740	10	15,000×4
	神野西ふ頭	7号岸壁 34° 44.0' N 137° 19.0' E	720	12	30,000×4
		8号岸壁 34° 44.3' N 137° 18.5' E	240	12	30,000×1

架空線 3号地北東端から北東方対岸間に、送電線(34° 50.9' N 136° 55.8' E、高さ42m)がある。

最大入港船舶 貨物船 SHIN YAHAGI MARU (59,842 t、喫水11.8m)が、JERA 碧南火力揚炭栈橋に着岸したことがある。

錨地 港内一帯は、底質泥で錨かきが良く潮流も弱い。検疫錨地は、港界中央付近にある。

5 大型船は検疫錨地付近に、小型船は5号地東側に投錨するのがよい。

衣浦港内(第52図 衣浦港自主規制錨地図)、衣浦港口から南南東方約4Mの間に、錨泊自肅海域が設定されている。(第52-1図 衣浦港及び知多湾自主規制錨地及び錨泊自肅海域図、284ページ参照)

第52図 衣浦港自主規制錨地図【図の追加】

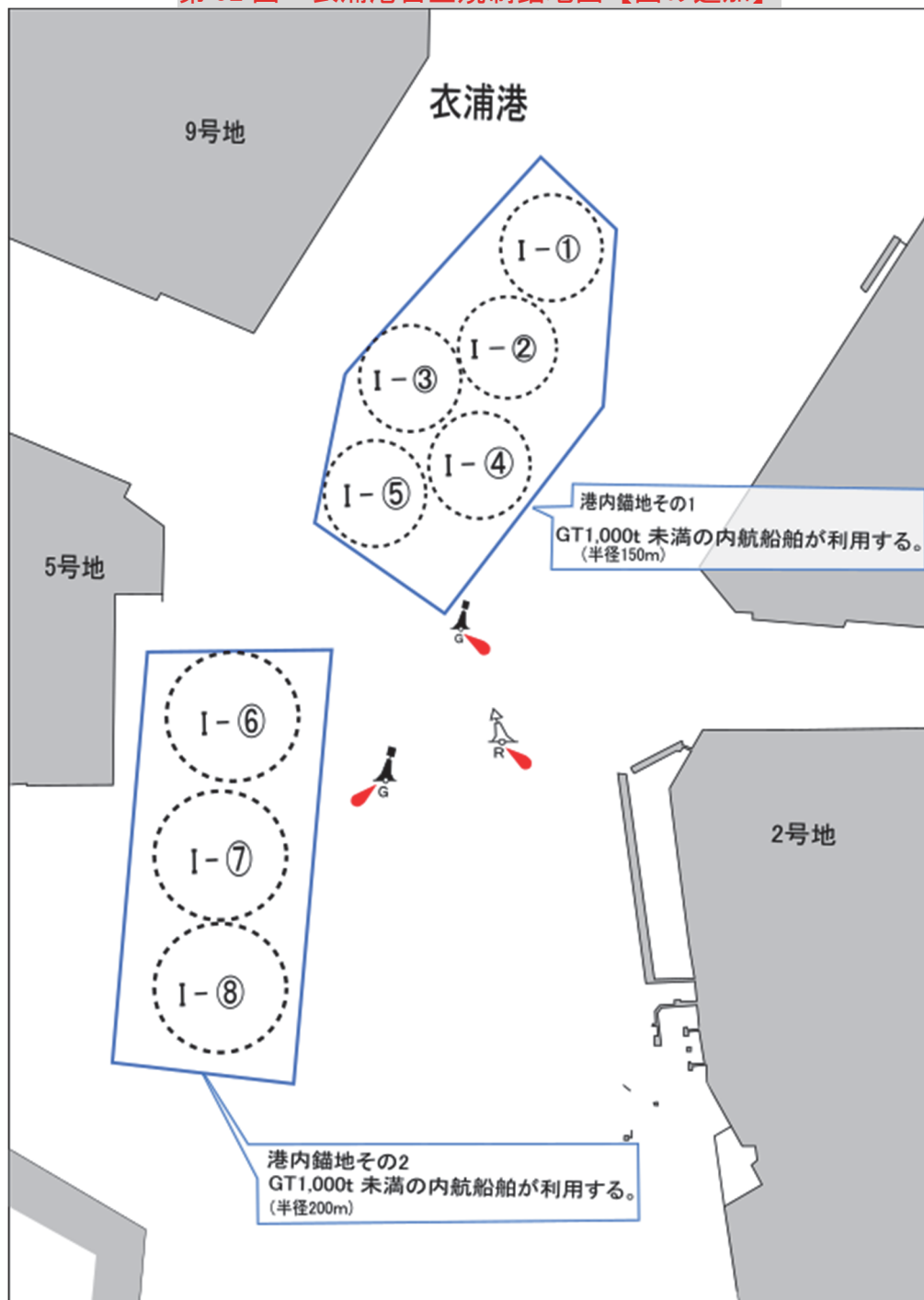
10

15

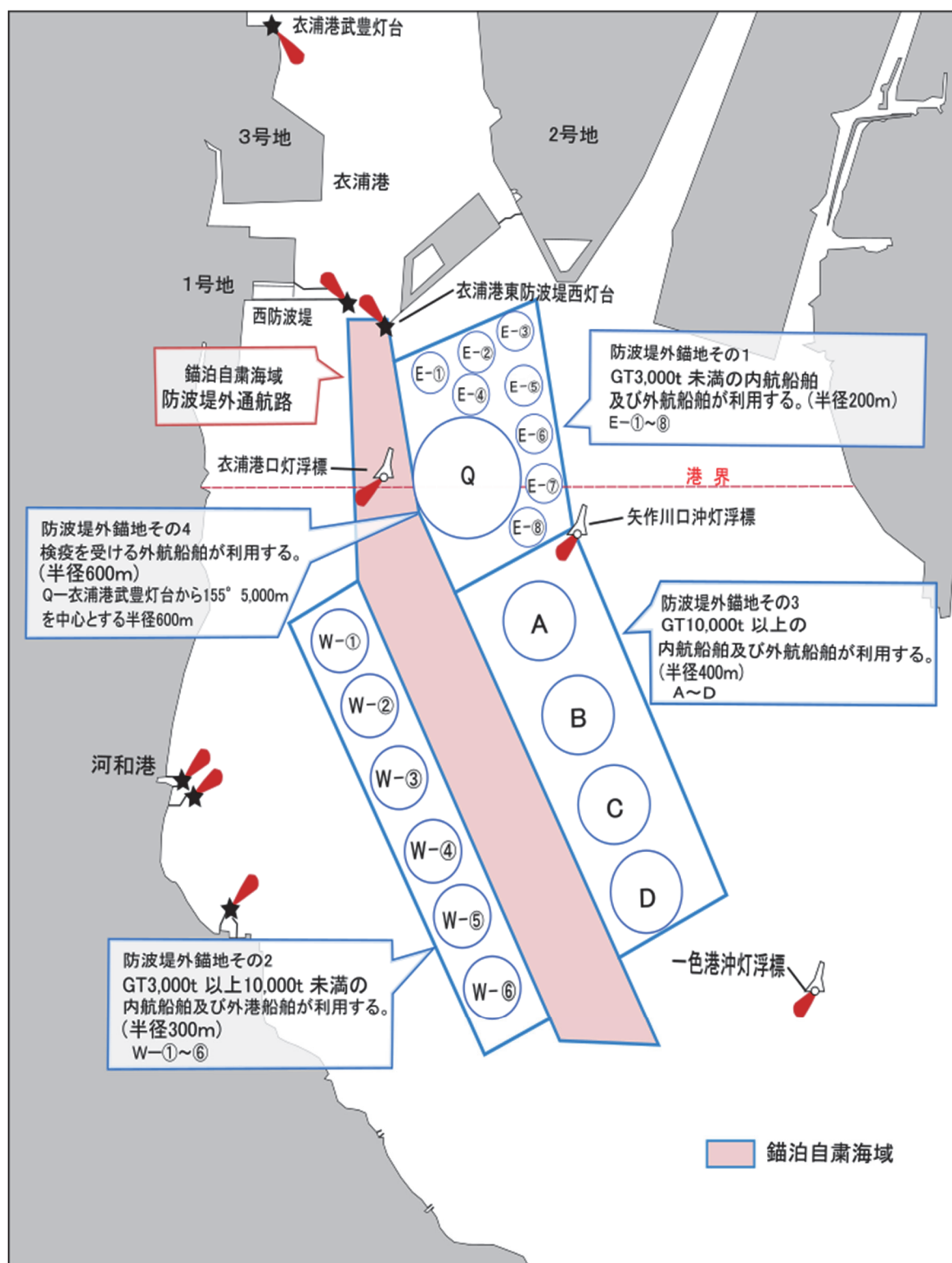
20

25

30



第52-1図 衣浦港及び知多湾自主規制錨地及び錨泊自肅海域図【図の差し替え】



名古屋港（35° 02′ N 136° 51′ E）（海図 W1055^A、W1055^B）（JP NGO）



（2018 年 4 月撮影）

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 概要 伊勢湾北奥にある。

港域内は、第 1 区～第 6 区に分かれており、新宝ふ頭、東海元浜ふ頭、北浜ふ頭、南浜ふ頭には、鉄鋼、石油、電力などの重工業及び食品コンビナートがあり、南部臨海工業地帯を形成している。

また、商港の中心となっている金城ふ頭、大規模な木材専用港並びにそれに隣接する木材団地、弥富ふ頭、造船団地〔木場金岡ふ頭〕及びコンテナふ頭〔飛島ふ頭、鍋田ふ頭〕などがあり、商港・工業港の両機能をもつ西部臨海工業地帯を形成している。

10

潮見ふ頭が危険物取扱地区、その他が商工業地区となっている。

木場金岡ふ頭、弥富ふ頭及び飛島ふ頭には、貯木場がある。

潮汐 名古屋港における大潮平均高潮は 2.4m、大潮平均低潮は 0.5m、平均水面は 1.40m である。

潮流 第 45・46 図、261・262 ページ参照

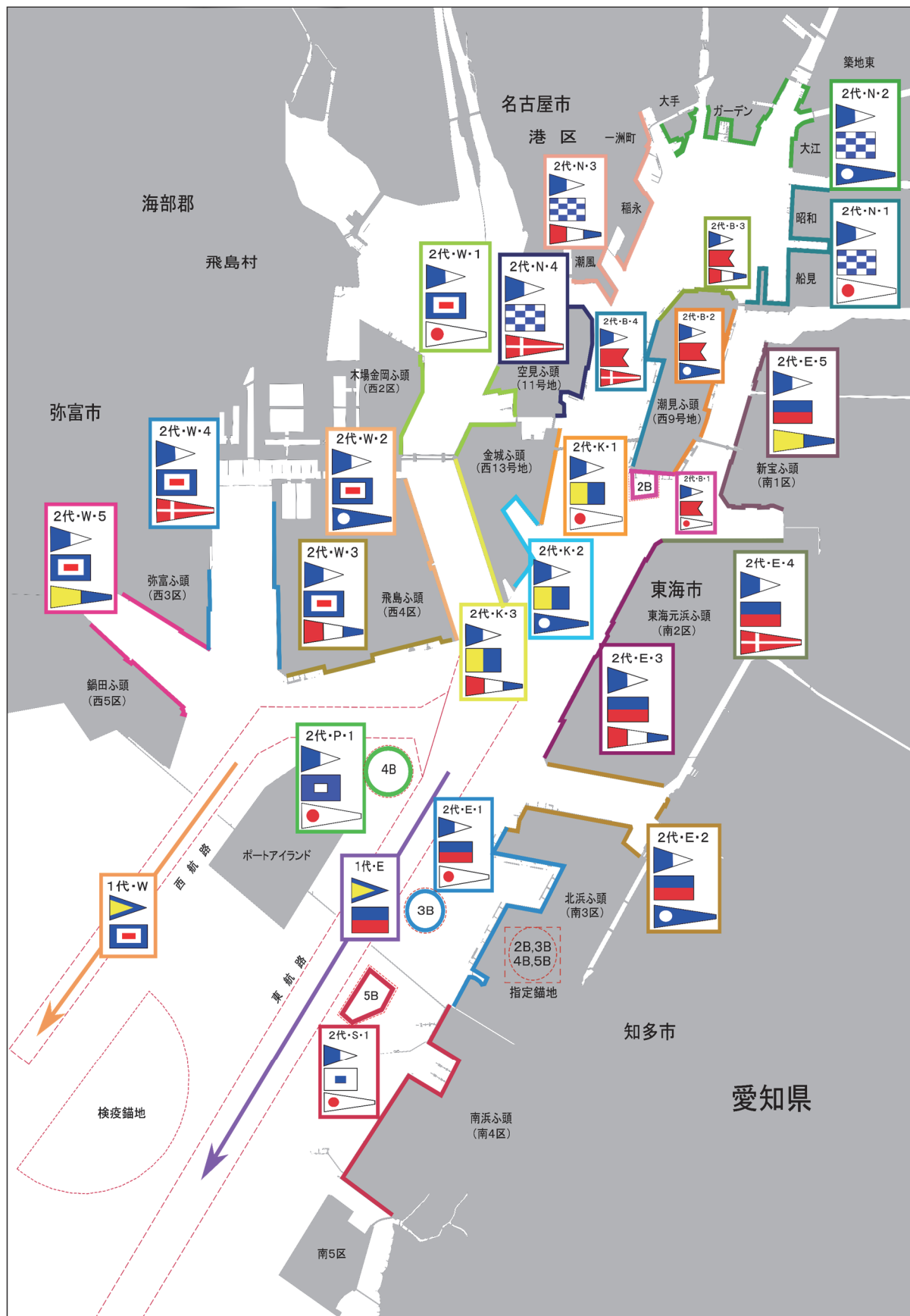
15

波浪 台風や低気圧などにより南風が強吹した場合、防波堤の外で三角波が立つので、小型船は注意を要する。

目標

地 物 名	概 位	備 考
煙 突	34° 58.6′ N 136° 49.8′ E	高さ 156m、赤白塗白色、製油所構内
2—煙 突	34° 59.2′ N 136° 50.6′ E	高さ約 224m・緑色、約 205m・緑色（集合型）
煙 突	35° 00.4′ N 136° 51.7′ E	高さ 204m、水色、火力発電所構内
著 屋	35° 02.1′ N 136° 50.8′ E	名古屋港海上交通センター、塔屋（高さ 76m）には金城信号所があり、管制信号板及び情報信号板がある。
煙 突	35° 02.3′ N 136° 52.4′ E	高さ 204m・赤白塗
著 屋	35° 05.4′ N 136° 52.8′ E	名古屋ポートビル、高さ 62m、白塗、名古屋北信号所がある。
観 覧 車	35° 05.6′ N 136° 52.7′ E	高さ 89m（ネオン灯）

第 54 図 名古屋港進路表示信号図【図の差し替え】



潮風ふ頭	27～29 号岸壁	35° 04.4' N 136° 51.7' E	405	5.5～10	1,500×1 3,500×1 10,000×1	石炭用 (28, 29 号耐震岸壁)
	31 号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.6' E	60	3～6.5	500×1	石炭・鉄産品用
	32 号岸壁	35° 04.3' N 136° 51.7' E	130	6.5～7.5	3,500×1	石炭・鉄産品用
	33 号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.7' E	185	10	10,000×1	石炭・鉄産品用
空見ふ頭	95～97 号岸壁	35° 04.2' N 136° 51.5' E	540	5～5.5	500×1 1,000×1 1,500×4	鋼材用
	50 号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	180	10	10,000×1	雑貨用
	51 号岸壁	35° 03.4' N 136° 51.3' E	120	4 以下	500×2	雑貨用
	70 号岸壁	35° 03.7' N 136° 50.6' E	360	5.5	1,500×4	雑貨用
金城ふ頭	52・53 号岸壁	35° 03.2' N 136° 51.2' E	497	8.5～12	25,000×2	自動車用
	54～57 号岸壁	35° 02.8' N 136° 51.2' E	800	10	10,000×4	自動車用
	58～62 号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.9' E	1,000	10	10,000×5	雑貨・自動車用
	71 号岸壁	35° 03.4' N 136° 50.5' E	450	—	1,500×5	雑貨用
	72～75 号岸壁	35° 03.2' N 136° 50.3' E	520	7.5	3,500×4	雑貨用
	76・77 号岸壁	35° 03.0' N 136° 50.3' E	400	8.5～10.5	10,000×2	自動車用
	78・79 号岸壁	35° 02.8' N 136° 50.4' E	400	9～10.5	10,000×2	自動車用
	80・81 号岸壁	35° 02.6' N 136° 50.5' E	400	9～10	10,000×2	
	82～84 号岸壁	35° 02.3' N 136° 50.6' E	600	8.5～12	10,000×3	
弥富ふ頭	85 号岸壁	35° 02.1' N 136° 50.7' E	280	11.5～12	25,000×1	
	6 号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.9' E	270	12	25,000×1	雑貨・自動車用
	7 号岸壁	35° 01.8' N 136° 47.8' E	240	12	25,000×1	雑貨・自動車用
鍋田ふ頭	88・89 号岸壁	35° 02.2' N 136° 48.0' E	260	7.5	3,500×2	木材・雑貨用
	鍋田ふ頭 T1・T2 岸壁	35° 01.4' N 136° 47.7' E	350	13～14	50,000×1	コンテナ用 (耐震岸壁)、 ガントリークレーン
	鍋田ふ頭 T2 岸壁	35° 01.5' N 136° 47.5' E	350	13～14	50,000×1	コンテナ用 (耐震岸壁)、 ガントリークレーン
飛島ふ頭	鍋田ふ頭 T3 岸壁	35° 01.6' N 136° 47.4' E	285	12	30,000×1	コンテナ用、(耐震岸壁) ガントリークレーン
	90～92 号岸壁	35° 02.8' N 136° 49.9' E	620	10～12	10,000×2 25,000×1	コンテナ用、 ガントリークレーン
	93・94 号岸壁	35° 02.0' N 136° 50.2' E	700	14～15	50,000×2	コンテナ用、 ガントリークレーン
	TS1 岸壁	35° 01.6' N 136° 49.2' E	350	16	108,500×1	コンテナ用(耐震岸)、 ガントリークレーン
	TS2 岸壁	35° 01.6' N 136° 49.4' E	400	16	108,500×1	ガントリークレーン
潮見ふ頭	98・99 号岸壁	35° 02.3' N 136° 48.6' E	370	10	10,000×2	木材用
	潮見ふ頭 BX 栈橋	35° 03.8' N 136° 52.8' E	200	3.5	300×20	小型油送船施設・船尾付
	横須賀ふ頭 86 号岸壁	35° 00.6' N 136° 52.2' E	420	4～4.5	500×7	建設用資材用
北浜ふ頭	87 号岸壁	35° 00.3' N 136° 52.0' E	240	4.5	500×4	軽工業品用

上表のほか、各地に各会社専用の係船施設が多数ある。

伊勢湾シーバース 名古屋港～四日市港間のほぼ中央 (34° 55.6' N 136° 44.4' E) にあり、310,000D/W 級が係留でき、レーダ反射器付シーバース灯及び 4 副灯 (南端の副灯にホーン付設) がある。

5

架橋・架空線

名 称		概 位		桁下(m)	区 間
架 橋	名港西大橋	35° 03.1' N	136° 50.0' E	32～39	木場金岡ふ頭～金城ふ頭
	名港中央大橋	35° 03.2' N	136° 51.6' E	45～55	金城ふ頭～潮見ふ頭
	名港東大橋	35° 03.2' N	136° 52.7' E	40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
架空線	送電線 (電力)	35° 03.9' N	136° 53.0' E	高さ 40	潮見ふ頭～新宝ふ頭
		35° 04.1' N	136° 52.9' E	高さ 9.3	潮見ふ頭～船見ふ頭南西端

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼 出 名 称	周 波 数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連 絡 先	備 考
よっかいちポータルラジオ	ch16/11,12	常 時	059-366-7042	東洋信号通信社受託局

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

航路等 検疫錨地北方から第 1 区に至る第 1 航路(長さ約 1M、幅 300m、水深 12m)、同航路に接続して、北西方の午起棧橋方面に至る午起航路(長さ約 0.6M、幅約 200m)があり、これらの航路では航行管制(管制信号の項参照)が行われている。港の中部には、東方から霞棧橋、午起棧橋方面に至る第 2 航路(長さ約 0.7M、幅約 400m、水深 14m)があり、また、港の北部には同じく東方から霞ヶ浦南ふ頭に至る第 3 航路(長さ約 1M、幅約 430m、水深 12m 及び 14m)があり、北方約 0.7M には富双ふ頭及び浜園ふ頭に至る水路がある。

10

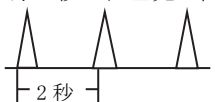
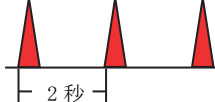
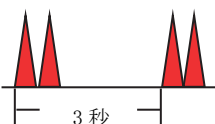
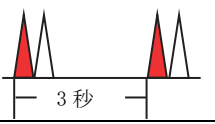
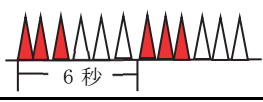
港則

特定航法 (港則法施行規則 第 29 条の 4)	四日市港において、第 1 航路を航行する船舶と午起航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、午起航路を航行する船舶は、第 1 航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。		
航行に関する注意 (港則法施行規則 第 29 条の 5)	1 総トン数 3,000 t 以上の船舶は、第 1 航路を航行して入航し、又は第 1 航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項(同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては第 1 航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。 (参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (1) 当該船舶名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ (3) 当該水路を航行する予定時刻 (4) 当該船舶の連絡手段 (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設		
進路表示信号(平成 7 年海上保安庁告示第 35 号)及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号(平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)(第 58 図、313 ページ参照)	信 号	目的地に関する記号	信 文
	1 代・I	—	第 1 航路を航行して出港する。
	1 代・U	—	午起航路から第 1 航路を航行して出港する。
	1 代・N	—	第 2 航路を航行して出港する。
	2 代・I・S	I S	石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2 代・D・M	D M	コスモ石油塩浜棧橋、三菱ケミカル第 1 から第 3 棧橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。
	2 代・C・E	C E	千歳町第 1、第 2 又は第 3 ふ頭の係留施設(第 1 から第 14 号岸壁)に向かって航行する。
	2 代・C・W	C W	千歳町第 2、第 3 ふ頭の係留施設(第 15 号岸壁から小型船棧橋)、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。
	2 代・T	T	コスモ石油四日市棧橋に向かって航行する。
	2 代・U	U	コスモ石油午起棧橋又は JERA 四日市火力発電所の係留施設に向かって航行する。
	2 代・K・W	K W	霞 1 丁目西側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・K・S	K S	霞 1 丁目南側の係留施設に向かって航行する。
	2 代・K・E	K E	霞 1 丁目東側の係留施設に向かって航行する。

	2 代・S・N	S N	霞ヶ浦南ふ頭北側、東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・S・W	S W	霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・F	F	富双 1、2 丁目又は富田浜町の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・A	A	TANISEI 栈橋に向かつて航行する。
	2 代・E	E	JERA 川越火力発電所の係留施設に向かつて航行する。
	2 代・W	W	四日市港東防波堤南灯台から 285° 200m の地点まで引いた線、同地点から 334° 1,080m の地点まで引いた線、同地点から 017° 520m の地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かつて航行する。

信号 四日市信号所及び四日市防波堤信号所で、航行管制に関する信号を行っている。
また、第 2 航路私設信号塔及び第 3 航路私設信号塔では私設信号を行っている。

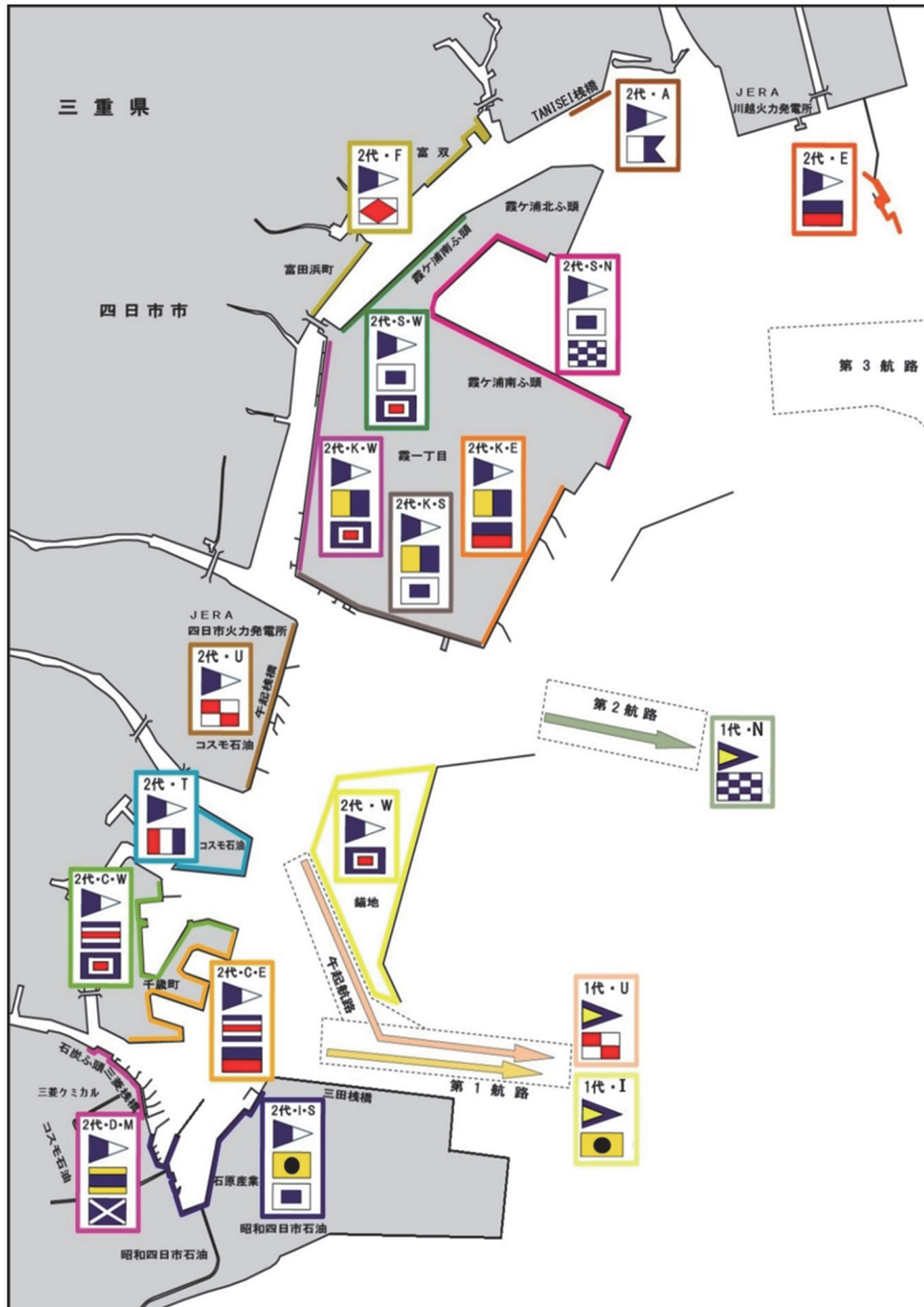
- 5 **管制信号** 第 1 航路及び午起航路を航行する一定の船舶は、航行管制に関する信号を行っている次表の四日市信号所 (34° 57' 09" N 136° 38' 13" E) 及び四日市防波堤信号所 (34° 56' 45" N 136° 39' 40" E) が行う信号に従って航行しなければならない。

信号の種類	第 1 航路・午起航路 四日市信号所・四日市防波堤信号所	信号の意味
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃 	入航船は入航可 総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
第 1 航路 出航信号	毎 2 秒に赤色光 1 閃 	第 1 航路出航可 午起航路から出航する総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満は、出航可 総トン数 500 t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
午起航路 出航信号	毎 3 秒に赤色光 2 閃 	午起航路出航可 第 1 航路から出航する総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 500 t 未満は出航可 総トン数 500 t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
航路制限 信号	毎 3 秒に順次に赤色光 1 閃 及び白色光 1 閃 	総トン数 3,000 t 以上の入航船は、航路外において出航船の進路を避けて待機 総トン数 3,000 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 総トン数 3,000 t 未満の入出航船は、入出航可
入 出 航 禁止信号	毎 6 秒に順次に赤色光 3 閃 及び白色光 3 閃 	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

- 10 **私設信号** 第 2 航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区南東角地) では、第 2 航路を経由して出入航、又は K-9 栈橋 (34° 58.4' N 136° 39.7' E) を離棧し回頭中の総トン数 3,000 t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500 t 以上の船舶に第 2 航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

第 3 航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区北東角地) では、第 3 航路を経由して出入航、又は E-1 栈橋 (35° 00.0' N 136° 41.9' E) を離棧し、第 3 航路を出港する総トン数 20,000 t 以上の船舶の情報信号を表示し、総トン数 500 t 以上の船舶に第 3 航路内で行き会わないよう出入航の調整を行わせている。

第58図 四日市港進路表示信号図【図の差し替え】



航泊禁止 2 シーバース（シーバースの項、315 ページ参照）をそれぞれ中心とする半径 300mの円内海面は、それぞれ航泊禁止区域となっている。

- 5 **航泊制限** 港内における引火事故を防止するため船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶は、この限りでない。

なお、引火性危険物積載タンカーは、港内に停泊中、夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げることとなっている。

シーバース

名 称	概 位	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W)	備 考
昭和四日市石油 シーバース	34° 55.8' N 136° 42.2' E	21	315,000	シーバース灯、レーダ反射器付大型 係船浮標
コスモ石油 シーバース	34° 57.0' N 136° 42.6' E	21	315,000	シーバース灯、レーダ反射器付大型 係船浮標

架橋

- 1 霞ヶ浦北ふ頭北部から北方対岸に至る橋 (35° 00.2' N 136° 40.2' E、高さ約 18～20m) がある。
- 5 2 霞ヶ浦埋立地南西部から南西方対岸に至る 2 配管橋 (34° 58.5' N 136° 39.0' E、共に高さ 21m)

最大入港船舶 2025 年 12 月 27 日、タンカー ZOURVA (164,756 t、喫水 13.6m) が昭和四日市石油シーバースに着岸した。

- 台風・津波対策** 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため四日市港台風等対策委員会及び四日市港地震津波災害防止対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風及び地震・津波の情報伝達及び警戒体制・避難の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先：四日市海上保安部)。
- 10

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
四日市海上保安部 (港長)	059-357-0118	名古屋植物防疫所四日市出張所	059-352-3896
名古屋税関四日市税関支署	059-353-6421	名古屋出入国在留管理局四日市港出張所	059-352-5695
中部運輸局三重運輸支局四日市庁舎	059-352-2033	動物検疫所中部空港支所 四日市分室	059-352-6918
名古屋検疫所四日市検疫所支所	059-352-3574		

引船・はしけ 引船・はしけがある。

通船 千歳町棧橋と港内及び港外停泊船との間に 1 日 11 往復の定期便がある。

- 15 **補給** 清水、燃料油の補給は十分にできる。給水船及び給油船がある。

修理 造船所があり、100～1,100 t の船舶を上架できる船架が 4 台ある。

廃油処理施設

事 業 者 名	申 込 先	利 用 時 間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
コスモ石油㈱ 四日市製油所	生産管理課 059-354-8777	0830～1700	ビルジ・水バラスト・ タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗浄水
昭和四日市 石油㈱	受付代行 平和汽船昭四棧橋事業所 059-345-2428	0830～1700	ビルジ・水バラスト タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
市立四日市病院	059-354-1111	

針路法

1 大型船は、一般に割亀島～投石間を通航する。

- (1) 検疫錨地から針路 293° で割亀島 ($34^{\circ} 05.2' N$ $136^{\circ} 14.5' E$) に向首して進む。
- (2) 投石灯台 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 14.9' E$) を正横に見る所から 258° に変針して雀島 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 13.3' E$ 、樹頂の高さ 17m の茶色の岩小島) に向首し、割亀島と投石の間を航過する。
- (3) 割亀島東端を正横に見る所から針路 245° で進み、適宜錨地へ向かう。



2 小型船は、一般に投石～佐波留島間を通航する。

- (1) 検疫錨地付近から針路 274° で雀島南端に向首して、投石と佐波留島との中央を航過する。
- (2) 尾鷲港人瀬灯浮標 ($34^{\circ} 04.5' N$ $136^{\circ} 14.6' E$) を正横に見て 264° に変針し、尾鷲港第1防波堤灯台 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 12.4' E$) に向首して錨地へ向かう。

なお、潮流の影響が大きいので注意を要する。

入港上の注意

1 港奥の防波堤に囲まれた船だまりに出入りの際は、第1、第2防波堤とも高いため、船舶の動静が見えにくいので注意を要する。

2 4～8月の一本釣り漁期には、漁船が集中的に出入港し、沢崎～三木埼間の湾口一帯にかけて夜間、多数の漁船が集魚灯をつけて操業する。このため、検疫錨地への進入は危険である。

3 引本港方面からの漁船が、針路を横切ることが多い。

錨地 検疫錨地は桃頭島の北東方 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 16.5' E$) 付近にあり、水深 60～67m である。

検疫錨地付近には養殖施設があるので注意を要する。

防波堤外に錨泊する際は、尾鷲港第1防波堤灯台、雀島南端から南東方 100m の地点 ($34^{\circ} 04.6' N$ $136^{\circ} 13.4' E$)、弁財島北端から北北東方 400m の地点付近 ($34^{\circ} 04.1' N$ $136^{\circ} 13.1' E$) 撤去中の尾鷲三田火力発電所棧橋西端及び国市松泉町北端 ($34^{\circ} 04.2' N$ $136^{\circ} 12.5' E$) を結んだ線で囲まれる水域内で、撤去中の尾鷲三田火力発電所棧橋を中心とする半径 500m 以内の海域 (大型タンカー離着岸のため危険) を避け錨泊するのがよい。雀島南端を 062° 850m に見る付近の水深 20m、底質泥の所は好錨地である。ただし、弁財島北端から東方 400m の地点付近は、陰悪物があるため、注意を要する。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 岸 壁	34° 04.5' N 136° 12.2' E	120	3.5～4	300 t×2	
－5.5m岸壁	34° 04.5' N 136° 12.2' E	91	5.5	500 t 級	
第 2 岸 壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	73	2～3.5	300 t×2	
第 2 棧 橋	34° 04.4' N 136° 12.1' E	114	2.5～4	700×2	
係 船 岸 壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	124	1～1.5		
第 3 岸 壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	80	1～1.5	1,000 t×1	
第 4 岸 壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	161	3.5～4.5	2,000 t×2	
天 満 岸 壁	34° 04.5' N 136° 12.4' E	120	4		
天満南岸壁	34° 04.6' N 136° 12.2' E	110	4		
天満先端岸壁	34° 04.6' N 136° 12.3' E	30	3.5		

上表のほか、会社専用の岸壁及び棧橋がある。

~~最大入港船舶 1989 年 3 月 20 日、タンカー MINOTAVROS (68,630 t、喫水 15.3m) が尾鷲三田工
所棧橋に着岸した。~~

- 5 台風・津波対策 本港では台風及び地震、津波等による事故を未然に防止するため尾鷲港台風・津波等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：尾鷲海上保安部）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
尾鷲海上保安部	0597-25-0118	名古屋検疫所四日市検疫支所 尾鷲・勝浦出張所	四日市検疫支所 059-352-3574 へ連絡
名古屋税関四日市税関支署 尾鷲出張所	四日市税関支署 059-353-6421 へ連絡		

- 10 ~~引船 タンカー入港時に他港から来る。~~

補給 岸壁などで清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
尾鷲総合病院	0597-22-3111	

三木埼～熊野川河口（海図 W75、W93）

- 15 概要 三木埼～猪ノ鼻の間は尾鷲湾付近と同様の海岸で、賀田湾、二木島湾、新鹿湾の 3 湾がある。
猪ノ鼻～熊野川河口の間は、猪ノ鼻の西側に木本港の小湾入があるほかは、真直ぐな磯浜で松林が続いている。内陸は一帯の山地である。
- 熊野川は、三重県と和歌山県との境界となる大川で、河口の北側に鵜殿港がある。
鵜殿港の沖合 3M 以遠では、秋口の日没から日出までまき網漁船等が集魚灯を点灯し、多数操業している。
- 20 木本港から鵜殿港沿岸にかけて定置網があるので、距岸 2.5M 以内に近寄らない方がよい。

4 紀伊勝浦港ケタノ鼻灯台 (33° 37.2' N 135° 57.0' E) を正横に見る付近から、徐々に左転して泊地に入り、適宜錨地に着く。

南方沖合から

1 針路 035° で梶取埼 (熊野川河口～梶取埼の目標の項 (344 ページ) 参照) を航過し、灯明埼 (33° 35.7' N 135° 57.7' E) 沖の定置網を離して進む。

2 鯉島正横で針路 352° に変針し、大平石灯台 (33° 38.2' N 135° 58.9' E) に向首して進む。

3 鯉島を 264° に見る地点から針路 280° に変針して、紀伊勝浦港乙島灯台に向首して進む。

4 以下上記「東方沖合から 1」の針路法による。

海難 1959 年 9 月の伊勢湾台風では、50 隻以上の船舶が錨泊し接触破損事故が起き、多数の船舶が沈没したことがある。

注意

1 鯉島の南側の水路は、燈明埼から北方に約 0.2M 及び東北東方に約 0.7M 延びる定置網 (5 月～12 月、10 月～翌年 7 月) や陰礁に接近するので避けた方がよい。

2 港内は、漁船や観光用ボートの往来が多いので注意を要する。

錨地 港内は水深 3～13m、底質が泥で錨かきは良く 2,000 t 以下の船舶が安全に錨泊できる。小型船は、港内中央部に双錨泊するのが普通である。泊地が狭いため、錨泊できるのは 200 t 級船舶 20 隻が限度である。台風時には付近の港から小型漁船が集まるため、一般船舶の避泊は 200 t 級船舶で 5 隻程度に限られるという。検疫錨地は、乙島灯台の南東方にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
渡の島 ふ 頭	－5m岸壁	33° 37.5' N 135° 56.9' E	265	4.5	西側及び南側
	－3m岸壁		230	2～2.5	東側
－4m岸壁	33° 37.6' N 135° 56.8' E	235	4		
観 光 棧 橋	33° 37.7' N 135° 56.7' E	70	4		浮棧橋
築 地 ふ 頭	－5m岸壁	33° 37.6' N 135° 56.7' E	217	4～4.5	北東側～南東側
	－5m岸壁		234	2～4	南西側

架空線 乙島～鶴島間 (33° 36.9' N 135° 57.1' E、高さ 37m) 及び、中島西岸と南西方対岸との間 (33° 37.2' N 135° 56.7' E、高さ 30m) に送電線がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
近畿運輸局和歌山運輸支局勝浦海事事務所	0735-52-0260

引船・はしけ 造船所用の小型引船とはしけがある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船が 4 隻ある。

修理

造 船 所 名	電 話 番 号	備 考
勝 浦 船 渠(株)	0735-52-0895	